

8 医 第 7 7 9 号  
平成28年9月16日

関係医療機関の長 様

京都府健康福祉部医療課長



平成28年度救急医療提供体制整備促進事業に係る事業計画書の  
提出について（依頼）

平素は、本府の医療行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本府におきましては、心臓・脳疾患を始めとする救急搬送患者の増加等に的確に対応できる救急医療体制の確保のため、今年度におきましても別添交付要領に基づき上記事業を実施します。

つきましては、事業の趣旨に鑑み、積極的に御活用いただくようお願いするとともに、本事業の実施を希望される医療機関におかれましては、下記のとおり関係書類を御提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類  
平成28年度救急医療提供体制整備促進事業費補助金事業計画書  
※ 様式（電子データ）を御希望の方は、下記担当者あてメールにて御連絡ください。
- 2 提出期限  
平成28年10月17日（月）
- 3 提出先  
京都府健康福祉部医療課地域医療担当 的場  
住所：京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
TEL：075-414-4745 / FAX：075-414-4752  
E-mail：k-matoba05@pref.kyoto.lg.jp
- 4 その他  
・ 補助対象経費等の詳細については、別添「救急医療提供体制整備促進事業費補助金交付要領」を参照ください。  
・ 補助金交付申請予定額に記載された額以上の補助金は交付申請できませんので注意願います。

(番 号)  
平成 年 月 日

京都府知事 山田 啓二 様

補助事業者



平成28年度救急医療提供体制整備促進事業費補助金事業計画書

上記について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- |   |             |   |   |       |
|---|-------------|---|---|-------|
| 1 | 補助金交付申請予定額  | 金 | 円 |       |
| 2 | 事業計画書       |   |   | (別紙1) |
| 3 | 補助金所要予定額調書  |   |   | (別紙2) |
| 4 | 補助金所要予定額明細書 |   |   | (別紙3) |

平成 28 年度救急医療提供体制整備促進事業費補助金事業計画書

部署名：  
 担当者：  
 電話番号：  
 E-mail：

病院の名称							
所在地							
開設者							
事業内容	区分(医師/看護師)	氏名	資格・研修等名称	実施機関名	期 間	開催場所	備 考

※ 資格・研修等名称欄は救急医療に関連することがわかるように必要に応じて受験分野等を補記すること

## 平成28年度救急医療提供体制整備促進事業費補助金所要予定額調書

(補助事業者名 )

	総事業費 (A)	診療収入額及び 寄付金その他の収入額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費の 支出予定額 (D)	収支差額 (D)-(B) (E)	基準額 (F)	選定額 (G)	府補助基本額 (H)	府補助所要額 (I)	備 考
(医師)			0		0		0	0	0	
(看護師)			0		0		0	0	0	
合 計										

注1 (G)欄には、(D)と(F)とを比較して少ない方の額を記入すること。

2 (H)欄には、(C)と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。

3 (I)欄には、(H)に3分の1を乗じて得た額を記入すること。

ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

## 別紙 3

## 平成 2 8 年度救急医療提供体制整備促進事業費補助金所要予定額明細書

(単位：円)

区 分	総 額	算定内訳
I 支 出 1 医 師 ア 旅費 イ 受講料等・研修費 ウ その他の費用 2 看護師 ア 受講料・研修費		
計 (うち対象経費)	( )	
II 収 入		
計		
収支差額 (うち対象経費)	( )	

※ 算定内訳は必要に応じて別紙に記載すること

## 救急医療提供体制整備促進事業費補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 知事は、救急搬送患者の増加等に的確に対応できる救急医療体制を確保するため、専門知識を有する医師、看護師の配置の促進等、受入・治療体制の充実・強化を図ることとし、救急医療に従事する医師、看護師の専門資格取得等に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (交付の対象)

第2条 この補助金は、救急告示病院(国公立病院(地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する指定管理者が運営する病院を含む)及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)、独立行政法人国立病院機構法(平成14年法律第191号)、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)に規定する国立大学法人、独立行政法人及び地方独立行政法人が開設する病院を除く)に勤務する医師及び看護師の救急関連学会等の資格取得に要する経費であつて、次に掲げるものを交付の対象とする。

#### (1) 医師

- ア 救急専門資格の前提となる研修等への参加に要する経費
- イ 救急関連の学会等への参加に要する経費
- ウ 救急専門医資格の受験に要する経費

#### (2) 看護師

- ア 認定看護師教育課程(救急関連分野)の受講に要する経費
- イ 救急専門資格の前提となる講習の受講に要する経費

### (交付額の算定方式)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から事業にかかる寄付金その他の収入を控除した額とを比較して、少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付申請)

第4条 規則第5条に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

### (実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第2号様式によるものとし、補助対象事業を終了した日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出するものとする。

### (書類の部数)

第6条 この要領の規定により事業者が知事に提出する書類の部数は、正副各1通とする。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要領は、平成19年度分の補助金から適用する。